

## ● 第1章 砂川市の概況

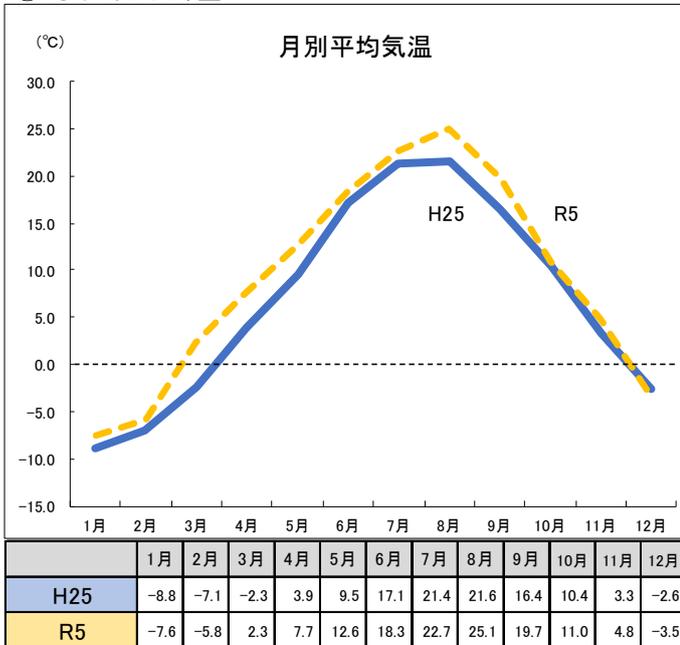
1. 砂川市の概況
2. 上位・関連計画の概要



## (2) 気候

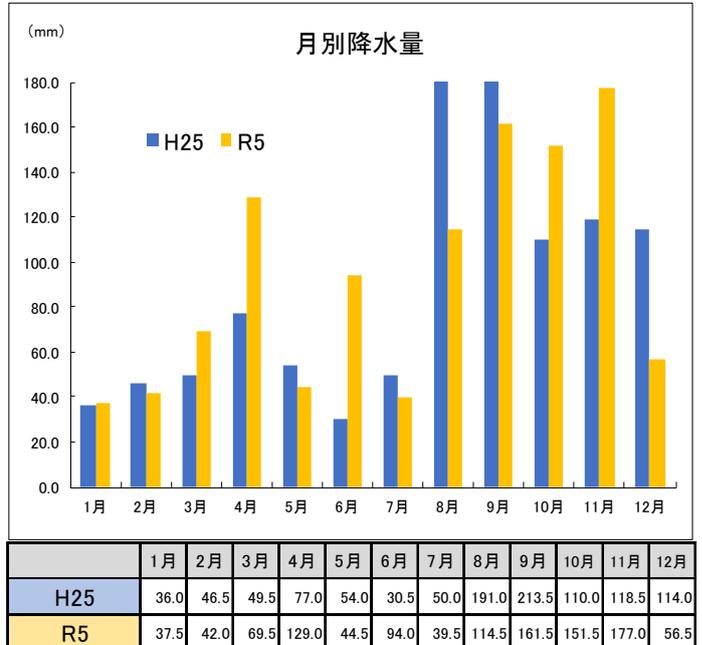
- ・月別平均気温は、平成25年よりも令和5年の方が全体的に高くなっています。
- ・降水量は、平成25年は9月が最も多く213.5mmとなっているのに対し、令和5年は11月が最も多く177.0mmとなっています。
- ・最深積雪量は、平成26年3月が最も多いのに対し、令和6年1月が最も多くなっています。

### ①月別平均気温



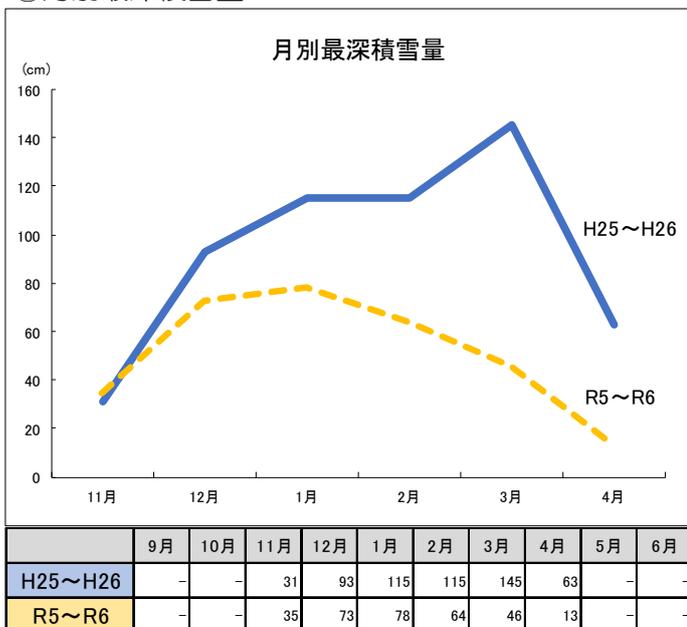
平成25年 気象庁ホームページ  
 ※砂川市のデータは観測地滝川市を使用  
 令和5年 砂川市気象情報モニター

### ②月別降水量



平成25年・令和5年 気象庁ホームページ  
 ※砂川市のデータは観測地滝川市を使用

### ③月別最深積雪量

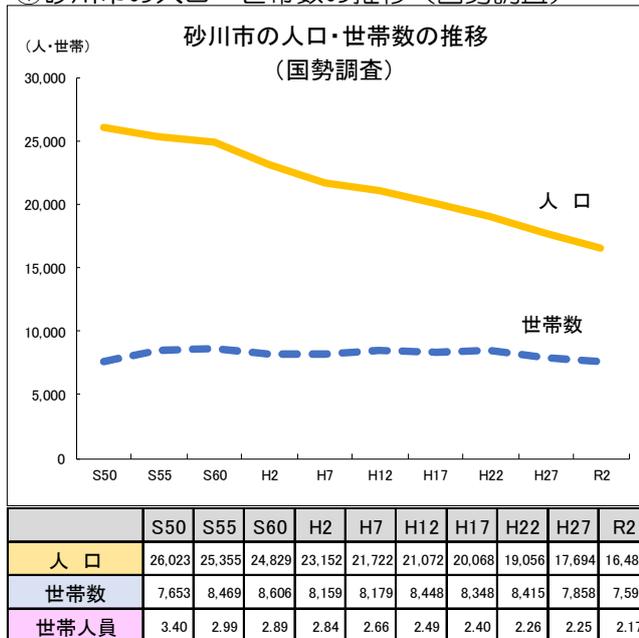


平成25年~平成26年 気象庁ホームページ  
 ※砂川市のデータは観測地滝川市を使用  
 令和5年~令和6年 砂川市気象情報モニター

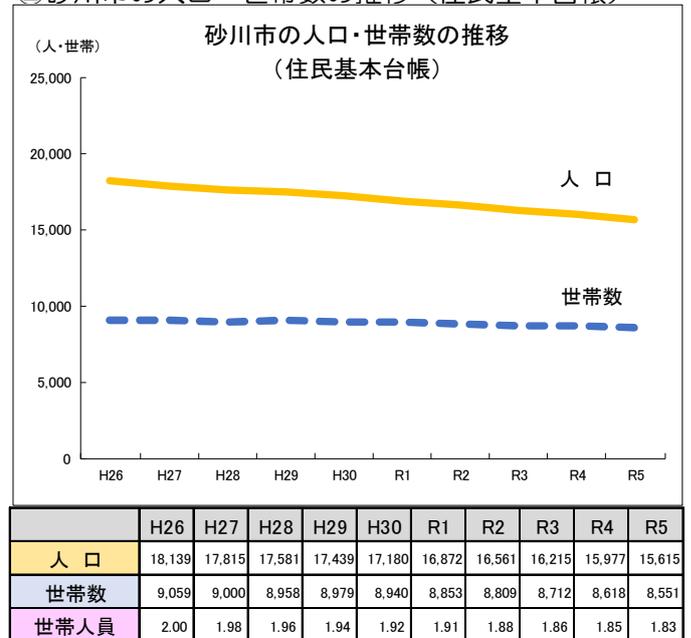
### (3) 人口・世帯数の推移

- ・令和2年国勢調査による人口数 …… 16,486人
- ・令和5年9月末日時点の住民基本台帳による人口数 …… 15,615人
- ・令和2年国勢調査による世帯数 …… 7,599世帯
- ・令和5年9月末日時点の住民基本台帳による世帯数 …… 8,551世帯
- ・人口は減少傾向であり、世帯数はほぼ横ばい状態にあります。

①砂川市の人口・世帯数の推移（国勢調査）

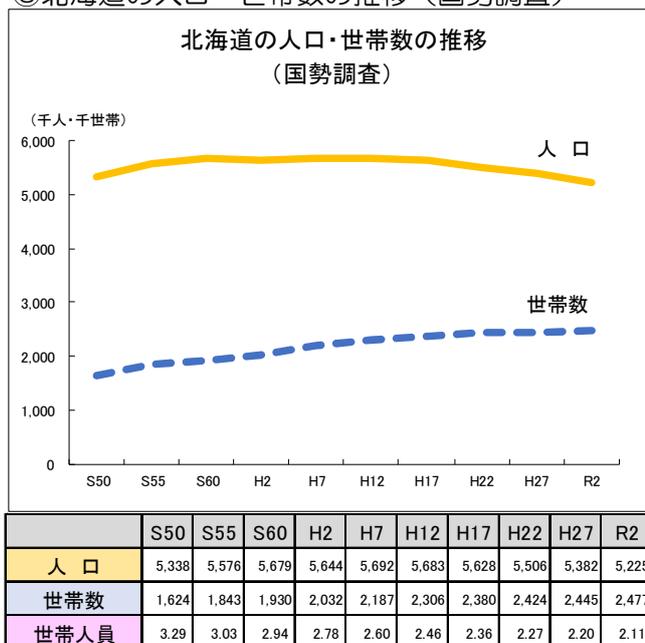


②砂川市の人口・世帯数の推移（住民基本台帳）



※各年9月末日

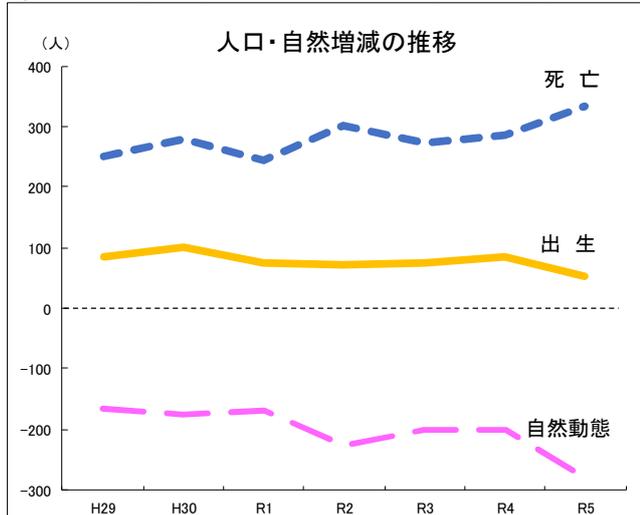
③北海道の人口・世帯数の推移（国勢調査）



(4) 自然動態・社会動態の推移

- ・自然動態は、死亡が出生を上回る自然減となっています。
- ・社会動態は、転出が転入を上回る社会減となっています。

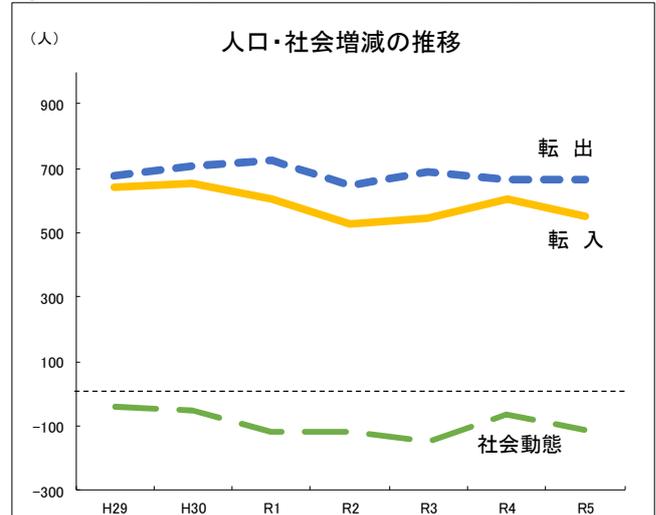
①自然動態の推移（人口・自然増減の推移）



	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
出生	84	101	74	73	74	84	52
死亡	251	278	243	300	274	286	334
自然動態	▲167	▲177	▲169	▲227	▲200	▲202	▲282

資料：住民基本台帳

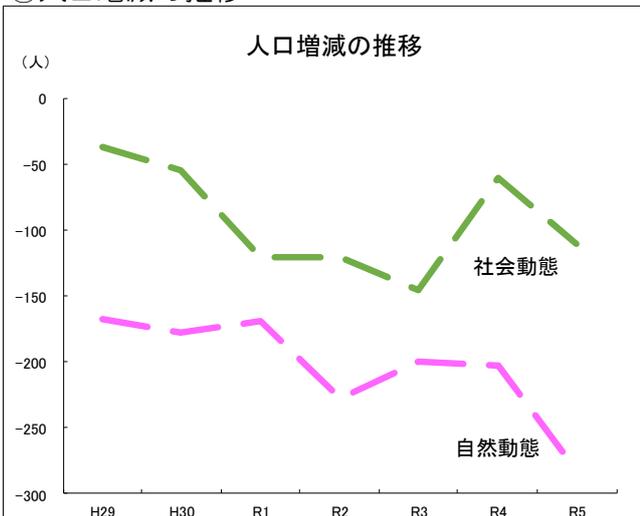
②社会動態の推移（人口・社会増減の推移）



	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
転入	638	654	605	529	544	604	553
転出	675	708	725	649	690	665	663
社会動態	▲37	▲54	▲120	▲120	▲146	▲61	▲110

資料：住民基本台帳

③人口増減の推移



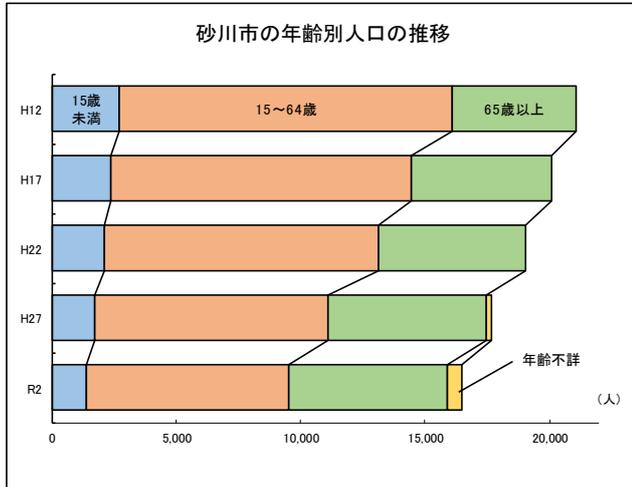
	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5
自然動態	▲167	▲177	▲169	▲227	▲200	▲202	▲282
社会動態	▲37	▲54	▲120	▲120	▲146	▲61	▲110

資料：住民基本台帳

### (5) 年齢構成

- ・国、北海道と比較して、砂川市の15歳未満の人口は減少傾向が高く、65歳以上の人口は増加傾向が高くなっています。

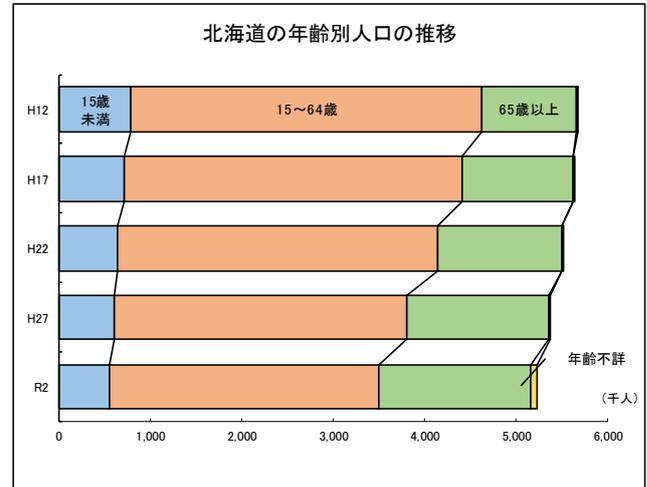
#### ①砂川市の年齢別人口の推移



	H12	H17	H22	H27	R2
15歳未満	2,696	2,412	2,147	1,758	1,388
15~64歳	13,404	12,040	10,977	9,355	8,138
65歳以上	4,972	5,616	5,932	6,390	6,404
年齢不詳	-	-	-	191	556
合計	21,072	20,068	19,056	17,694	16,486

資料：国勢調査

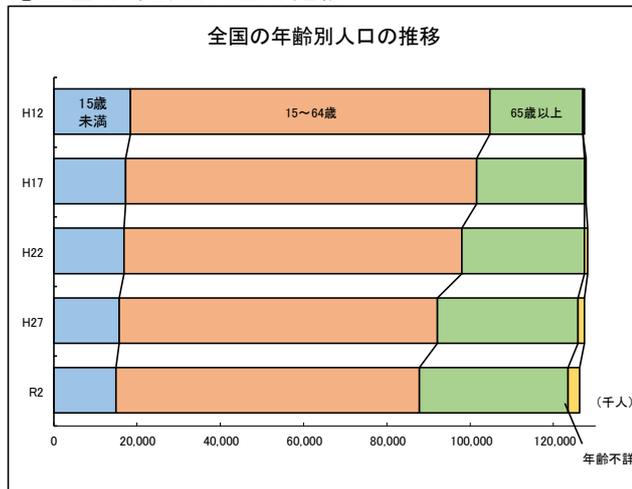
#### ②北海道の年齢別人口の推移



	H12	H17	H22	H27	R2
15歳未満	792	719	657	608	556
15~64歳	3,833	3,696	3,482	3,191	2,946
65歳以上	1,032	1,206	1,358	1,558	1,664
年齢不詳	26	7	9	25	59
合計	5,683	5,628	5,506	5,382	5,225

資料：国勢調査

#### ③全国の年齢別人口の推移



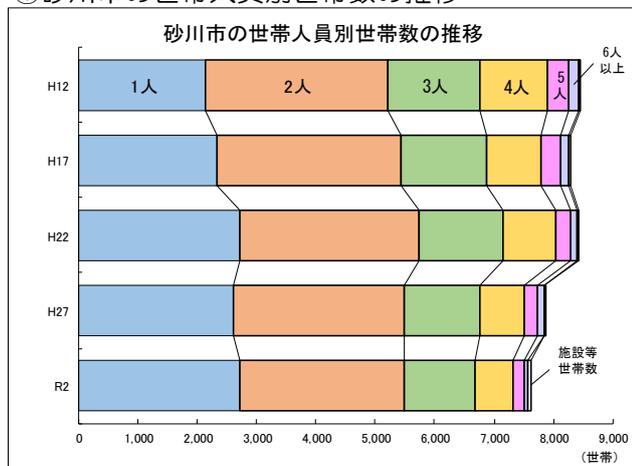
	H12	H17	H22	H27	R2
15歳未満	18,472	17,521	16,803	15,887	14,956
15~64歳	86,220	84,092	81,032	76,289	72,923
65歳以上	22,005	25,672	29,246	33,465	35,336
年齢不詳	229	482	976	1,454	2,932
合計	126,926	127,767	128,057	127,095	126,147

資料：国勢調査

## (6) 世帯人員構成

- ・国、北海道、砂川市ともに1人（単身）世帯が、増加傾向にあります。
- ・4人以上の世帯は減少傾向にあり、小規模世帯化が進行しています。

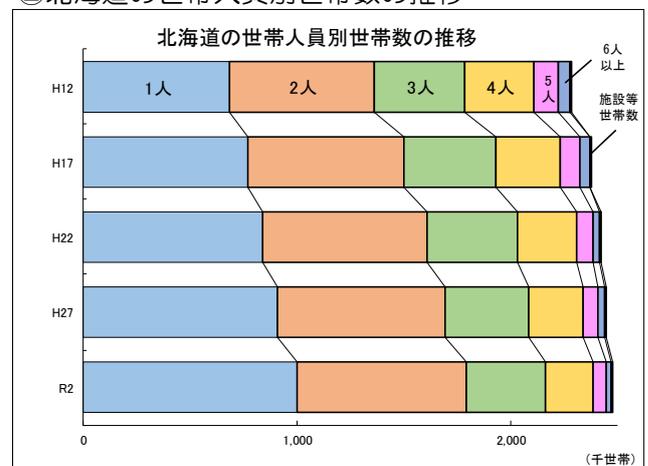
### ①砂川市の世帯人員別世帯数の推移



	H12	H17	H22	H27	R2
1人	2,129	2,331	2,708	2,594	2,705
2人	3,077	3,101	3,040	2,882	2,796
3人	1,556	1,452	1,406	1,282	1,186
4人	1,132	960	897	741	635
5人	366	341	250	239	201
6人以上	180	147	92	102	49
一般世帯数総計	8,440	8,332	8,393	7,840	7,572
施設等世帯数	8	16	22	18	27
不詳	-	-	-	-	-
世帯数総計	8,448	8,348	8,415	7,858	7,599

資料：国勢調査

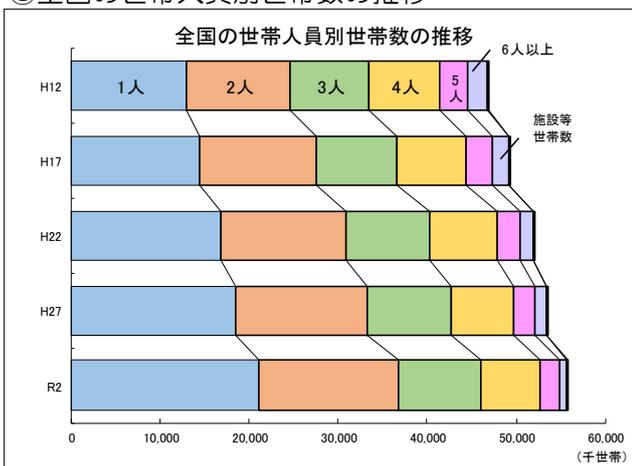
### ②北海道の世帯人員別世帯数の推移



	H12	H17	H22	H27	R2
1人	682	768	843	909	1,000
2人	683	735	768	782	793
3人	418	426	418	398	371
4人	330	307	280	250	222
5人	112	93	79	73	63
6人以上	53	40	31	26	21
一般世帯数総計	2,278	2,369	2,419	2,438	2,470
施設等世帯数	6	6	5	7	7
不詳	22	5	-	-	-
世帯数総計	2,306	2,380	2,424	2,445	2,477

資料：国勢調査

### ③全国の世帯人員別世帯数の推移



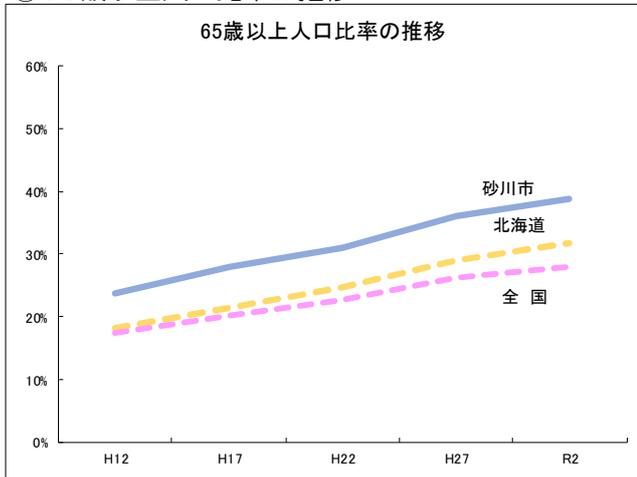
	H12	H17	H22	H27	R2
1人	12,911	14,457	16,785	18,418	21,151
2人	11,743	13,024	14,126	14,877	15,657
3人	8,810	9,196	9,422	9,365	9,230
4人	7,925	7,707	7,460	7,069	6,630
5人	3,167	2,848	2,572	2,403	2,126
6人以上	2,225	1,831	1,478	1,200	912
一般世帯数総計	46,781	49,063	51,843	53,332	55,706
施設等世帯数	102	100	108	117	125
不詳	180	403	-	-	-
世帯数総計	47,063	49,566	51,951	53,449	55,831

資料：国勢調査

(7) 高齢者世帯の状況（65歳以上人口比率、世帯比率の推移）

- ・65歳以上人口比率については全国・全道より高く、増加傾向にあります。平成12年は23.6%であったのが、令和2年には38.8%と、20年間で約15.2ポイント増加しています。
- ・65歳以上世帯比率についても全国・全道より高く、増加傾向にあります。平成12年は39.1%であったのが、令和2年には51.8%と、20年間で約12.7ポイント増加しています。

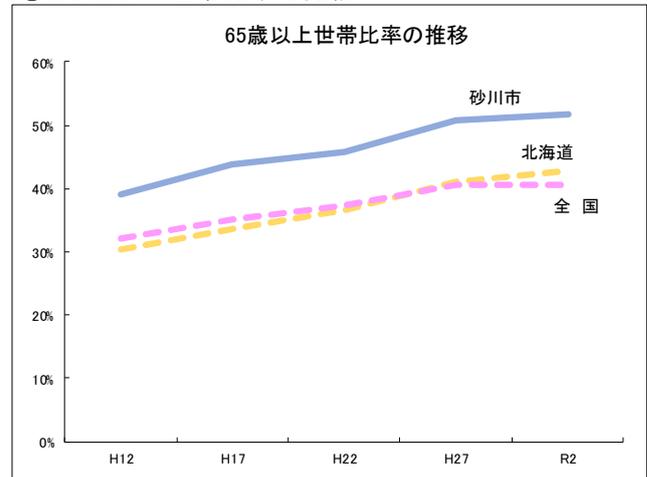
①65歳以上人口比率の推移



	H12	H17	H22	H27	R2
砂川市	23.6	28.0	31.1	36.1	38.8
北海道	18.2	21.4	24.7	29.0	31.8
全国	17.3	20.1	22.8	26.3	28.0

資料：国勢調査  
※65歳以上人口／総人口

②65歳以上世帯比率の推移



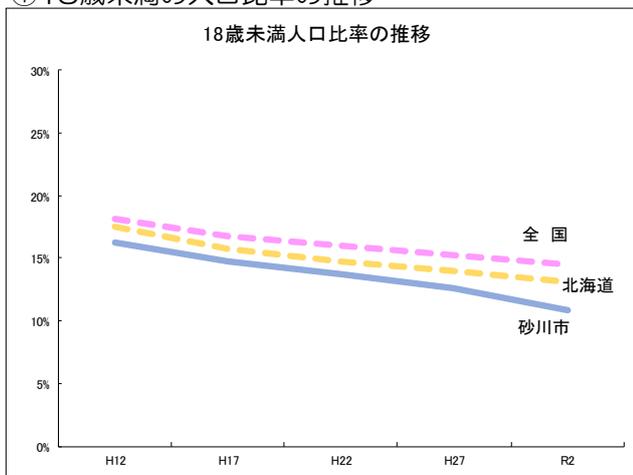
	H12	H17	H22	H27	R2
砂川市	39.1	43.7	45.9	50.9	51.8
北海道	30.5	33.5	36.6	41.0	42.7
全国	32.2	35.1	37.3	40.7	40.7

資料：国勢調査  
※65歳以上世帯数／総世帯数

(8) 子育て世帯の状況（18歳未満人口比率、18歳未満の子どもがいる世帯比率の推移）

- ・18歳未満人口比率については、全国・全道より低く、減少傾向にあります。平成12年は16.2%であったのが、令和2年には10.8%と、20年間で約5.4ポイント減少しています。
- ・18歳未満の子どもがいる世帯比率についても全国・全道より低く、減少傾向にあります。平成12年は23.2%であったのが、令和2年には14.1%と、20年間で約9.1ポイント減少しています。

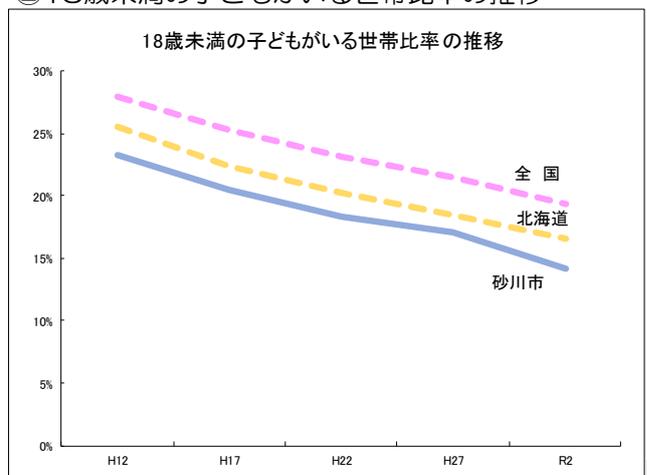
①18歳未満の人口比率の推移



	H12	H17	H22	H27	R2
砂川市	16.2	14.8	13.7	12.6	10.8
北海道	17.5	15.8	14.7	14.0	13.1
全国	18.1	16.7	16.0	15.3	14.5

資料：国勢調査  
※18歳未満の子どもがいる世帯数／総世帯数

②18歳未満の子どもがいる世帯比率の推移



	H12	H17	H22	H27	R2
砂川市	23.2	20.5	18.3	17.0	14.1
北海道	25.5	22.4	20.2	18.5	16.6
全国	27.9	25.3	23.1	21.5	19.3

資料：国勢調査  
※18歳未満の子どもがいる世帯数／総世帯数

## (9) 都市基盤整備の状況

## ①道路整備状況

区分	実延長(km)	舗装道路(km)	砂利道路(km)	舗装割合(%)
国道	12.1	12.1	-	100.0
道道	29.4	29.4	-	100.0
市道	238.8	158.5	80.3	66.4

(資料: 砂川市 令和6年4月1日現在)

## ②下水道普及状況の推移

区分	整備面積(ha)	線路延長(m)	普及率(%)	水洗化率(%)
平成20年	816	124,608	92.6	96.7
平成21年	816	124,739	92.8	96.8
平成22年	816	124,739	92.7	97.2
平成23年	816	124,739	92.7	97.4
平成24年	820	125,060	92.8	97.6
平成25年	820	125,060	92.9	97.8
平成26年	820	125,060	93.1	97.9
平成27年	820	125,060	93.2	98.1
平成28年	823	125,422	93.4	98.1
平成29年	823	125,422	93.4	98.3
平成30年	823	125,422	93.6	98.4
令和元年	823	125,422	93.8	98.5
令和2年	823	125,422	93.9	98.6
令和3年	823	125,422	94.0	98.7
令和4年	823	125,422	94.0	98.7
令和5年	823	125,422	94.0	98.8

(資料: 砂川市 令和6年4月1日現在)

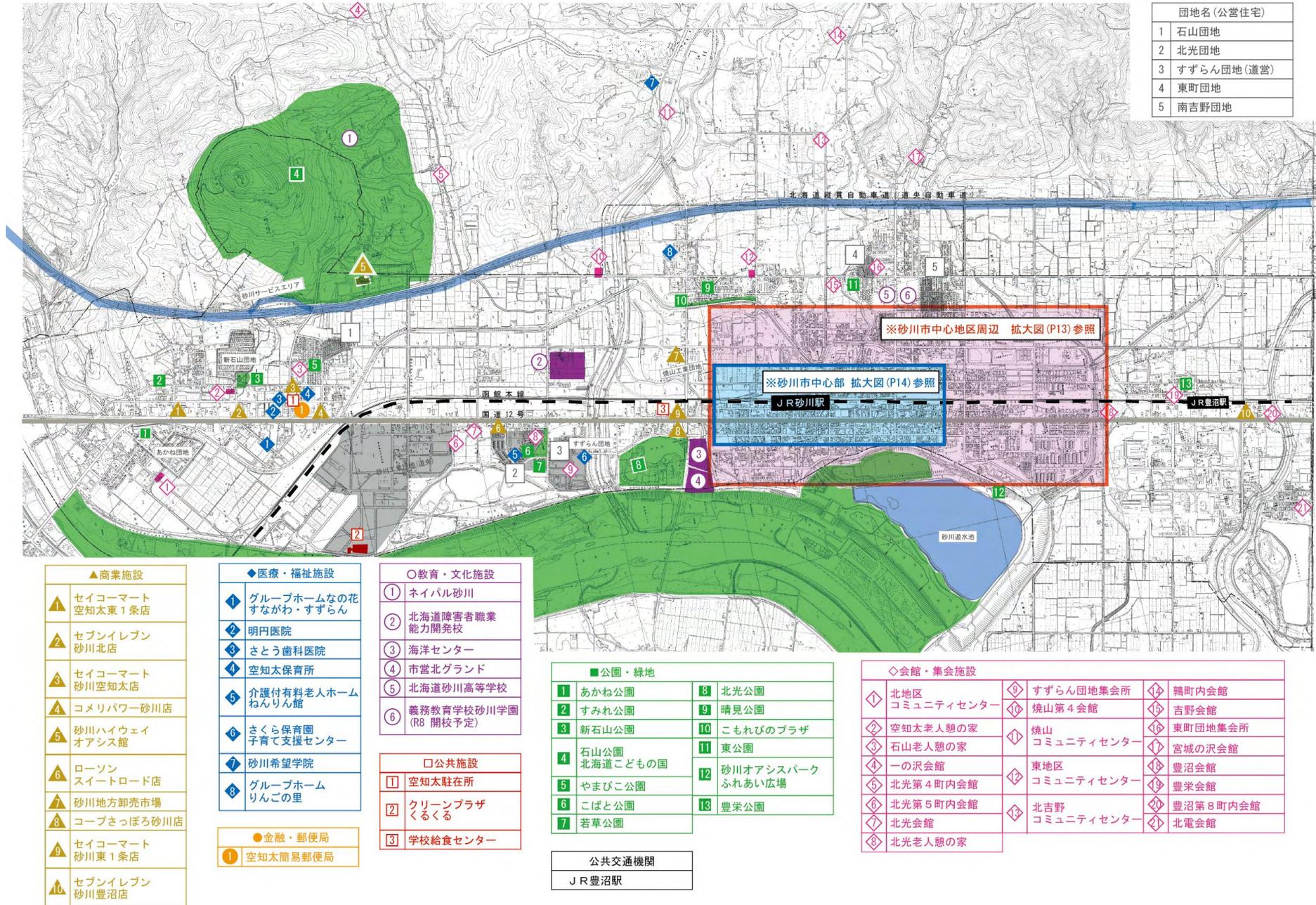
## ③都市公園整備の状況

区分	公園名	箇所	計画決定面積 (ha)	供用面積 (ha)
街区公園	こばと公園	1	0.37	0.37
	新町公園	1	0.28	0.29
	南吉野公園	1	0.11	0.11
	つばめ公園	1	0.21	0.21
	東公園	1	0.20	0.16
	豊栄公園	1	0.13	0.13
	三砂公園	1	0.25	0.25
	晴見公園	1	0.23	0.24
	やまびこ公園	1	0.11	0.11
	新石山公園	1	0.33	0.33
	西公園	1	0.18	0.18
小計		11	2.40	2.38
近隣公園	若草公園	1	1.20	1.18
総合公園	北光公園	1	23.50	23.47
運動公園	日之出公園	1	15.70	15.69
広域公園	石山公園	1	232.50	232.54
緑地	石狩川水系砂川緑地	1	515.30	63.43
その他		10	-	25.22
小計		15	788.20	361.53
合計		26	790.60	363.91

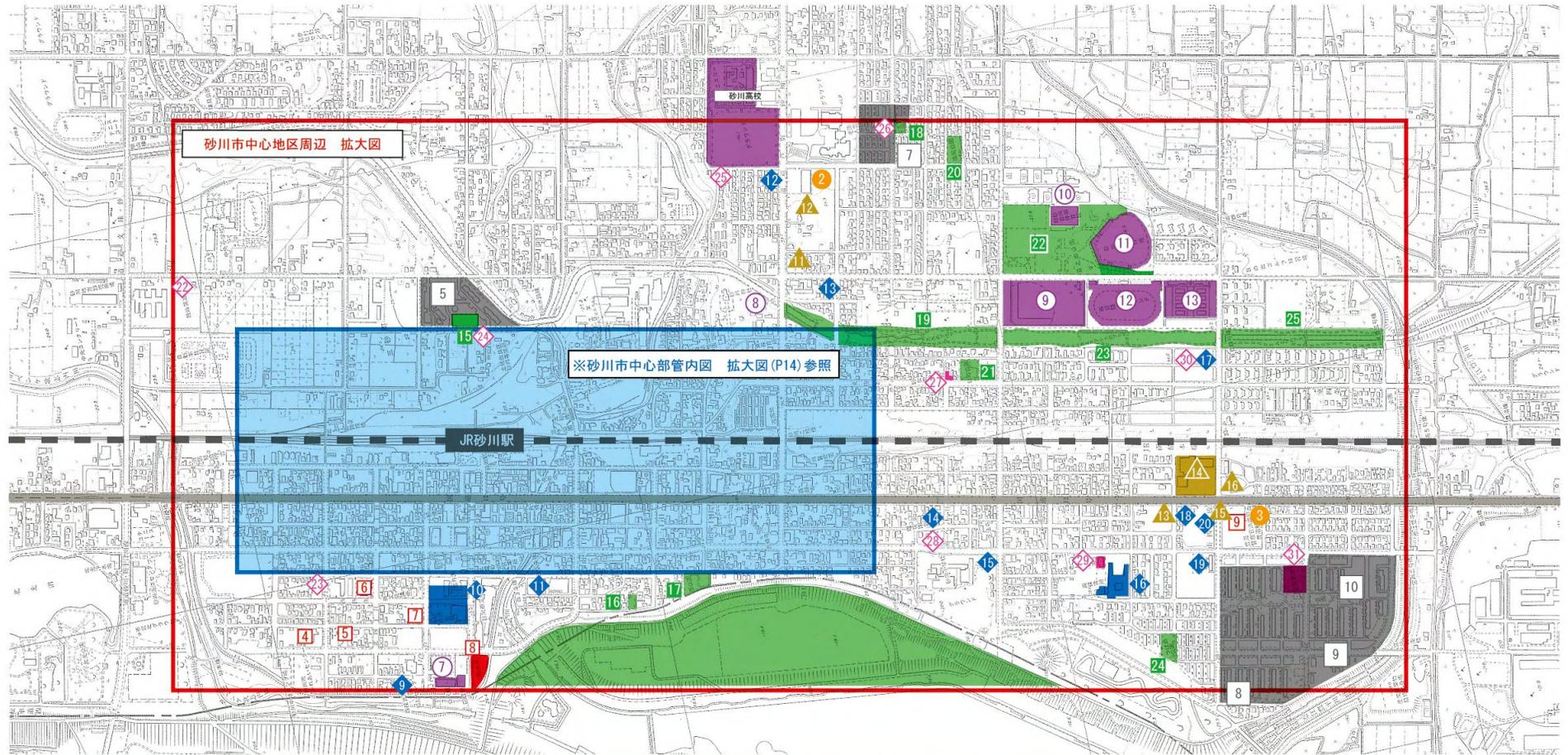
(資料: 砂川市 令和6年4月1日現在)

(10) 生活環境施設の分布状況

◆砂川市管内図



◆砂川市中心地区周辺 拡大図



▲商業施設	
▲11	セイコーマート 砂川吉野店
▲12	ツルハドラッグ 砂川吉野店
▲13	セイコーマート 砂川南店
▲14	アシルすながわ
▲15	ローソン砂川西1条店
▲16	DCM砂川店

◆医療・福祉施設			
◆9	子ども通園センター	◆16	砂川市福祉複合施設
◆10	砂川市立病院	◆17	ひまわり保育園
◆11	附属看護専門学校	◆18	森歯科医院
◆12	松原歯科医院	◆19	シニアレジデンス じけい
◆13	多比良歯科医院	◆20	砂川市慈恵会病院
◆14	伊藤歯科医院		
◆15	いとう内科 循環器科クリニック		

●金融・郵便局	
●2	南吉野簡易郵便局
●3	豊沼郵便局

○教育・文化施設	
○7	公民館・図書館
○8	弓道場
○9	軟式野球場・ サッカー場
○10	総合体育館
○11	市営野球場
○12	市営陸上競技場
○13	市営テニスコート

公共交通機関	
JR砂川駅	

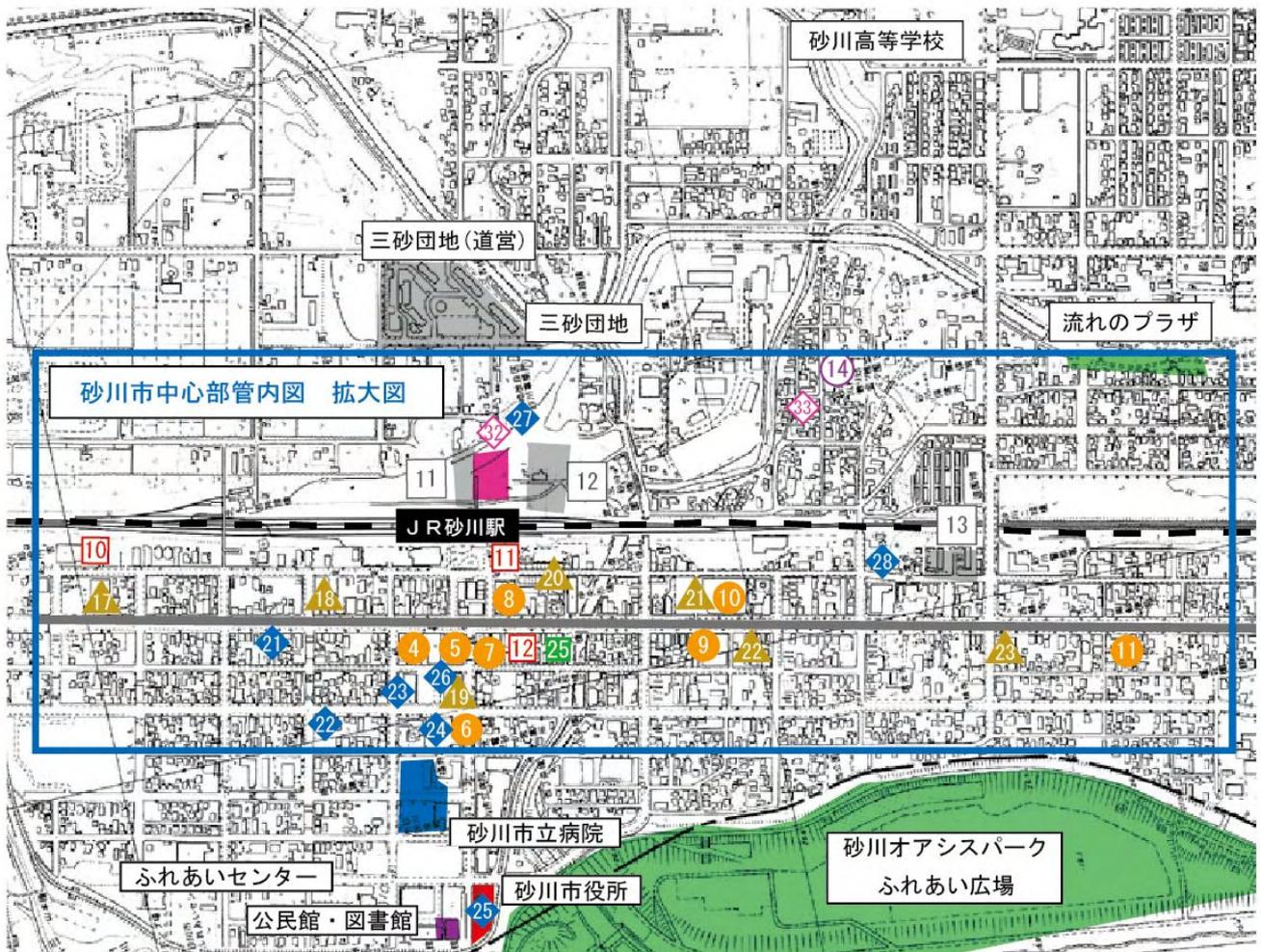
□公共施設	
□4	ふれあいセンター
□5	ハローワーク砂川
□6	砂川年金事務所
□7	砂川市役所分庁舎
□8	砂川市役所
□9	滝川警察署 砂川警察庁舎

◇会館・集会所			
◇22	東雲会館	◇28	高台会館
◇23	北町会館	◇29	宮川老人憩の家
◇24	三砂団地集会所	◇30	南地区 コミュニティセンター
◇25	緑ヶ丘会館	◇31	宮川集会所
◇26	南吉野老人憩の家		
◇27	新泉会館		

団地名(公営住宅)	
6	三砂団地(市営・道営)
7	南吉野団地
8	宮川中央団地
9	宮川西団地
10	やすらぎの家

■公園・緑地					
■15	三砂公園	■19	流れのプラザ	■23	水とオブジェのプラザ
■16	舟場公園	■20	南風公園	■24	つばめ公園
■17	西公園	■21	新町公園	■25	みどりのプラザ
■18	南吉野公園	■22	日之出公園		

◆砂川市中心部管内図 拡大図



▲商業施設	
▲17	ツルハドラッグ 砂川東店
▲18	セブンイレブン 砂川東1条店
▲19	セイコーマート 砂川西2条店
▲20	フレンドショップ 中央市場
▲21	ショッピングプラザ AiAi
▲22	ツルハドラッグ 砂川店
▲23	セブンイレブン 砂川西1条店

◆医療・福祉施設	
◆21	地域生活支援センター ぼぼろ
◆22	グリーン歯科 クリニック
◆23	押尾歯科医院
◆24	細谷医院
◆25	地域包括支援センター ささえあいセンター
◆26	有料老人ホーム らくら砂川 すながわ耳鼻咽喉科
◆27	特別養護老人ホーム 福寿園
◆28	幡歯科医院

●金融・郵便局	
●4	砂川郵便局
●5	空知商工信用組合 砂川支店
●6	北海道労働金庫 砂川出張所
●7	北海道銀行砂川支店
●8	北洋銀行砂川支店
●9	北門信用金庫砂川支店
●10	J A 新すながわ本所
●11	砂川南郵便局

□公共施設	
□10	砂川地区広域消防組合
□11	砂川駅前交番
□12	まちなか交流施設 「すないる」 ※R.7.4下旬オープン

■公園・緑地	
■25	中央公園

◇会館・集会施設	
◇32	地域交流センターゆう
◇33	宮下会館

団地名(公営住宅)	
11	三砂ふれあい団地(道営)
12	三砂ふれあい団地(市営)
13	寺町団地

公共交通機関	
JR砂川駅	

## 2. 上位・関連計画の概要

本市は、第7期総合計画のめざす都市像「自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち」の実現へ向けてまちづくりを進めています。

本計画に基づく住環境の実現には、住まい・住環境分野のみならず、様々な分野との連携・調整が必要です。ここでは、本計画の上位・関連計画が示す基本的な方向と住まい・住環境の関連をまとめます。

### (1) 砂川市第7期総合計画（計画期間：令和3～12年度）

本市の将来に向けたまちづくりの基本となる計画であり、本市のまちづくりの基本理念やめざす都市像を明らかにするとともに、将来にわたって市民と行政が目標を共有しながら協働のまちづくりを進めていく指針となるものとして策定しています。

<b>まちづくりの基本理念</b>	砂川市第7期総合計画では、これまで築いてきた「まちづくりの主役は市民」の考えを継承するとともに、先人たちが築きあげてきた豊かな自然環境、地域を支える産業、歴史や文化などの地域資源を活かした魅力ある「まち」を礎とし、市民の主体的な関わりを通して、明るい未来を実現できるまちづくりを進めます。 また、多様化する社会の中でも、市民一人ひとりの思いを大切に、市民をまちづくりの中心としてともに行動していくことで、市民が暮らしやすいまちづくりを目指します。
<b>めざす都市像</b>	『自然に笑顔があふれ 明るい未来をひらくまち』 『ずっと住み続けたい』、『これから住みたい』、『帰ってきたい』と思えるような、愛着を持てるまちづくりを、市民と行政が一つになって進めていくまちを目指します。

まちづくりの共通した考え	
「みんなで作るまちづくり」	
「みんなが愛するまちづくり」	
「持続可能なまちづくり」	

まちづくりの重点課題の推進	
1 安心と健康な暮らしの推進	4 まちなかの賑わいの推進
2 子育て支援と教育の推進	5 活力と魅力ある産業の推進
3 環境保全の推進	6 みんなで作る社会の推進

将来人口
人口減少対策として、合計特殊出生率の上昇や社会減の抑制に取り組んでいくことを考慮して将来人口を推計した結果、目標年である令和12年には14,904人となる推計となり、より高い目標を掲げる。 <b>目標人口（令和12年）：15,000人</b>

### 施策の体系

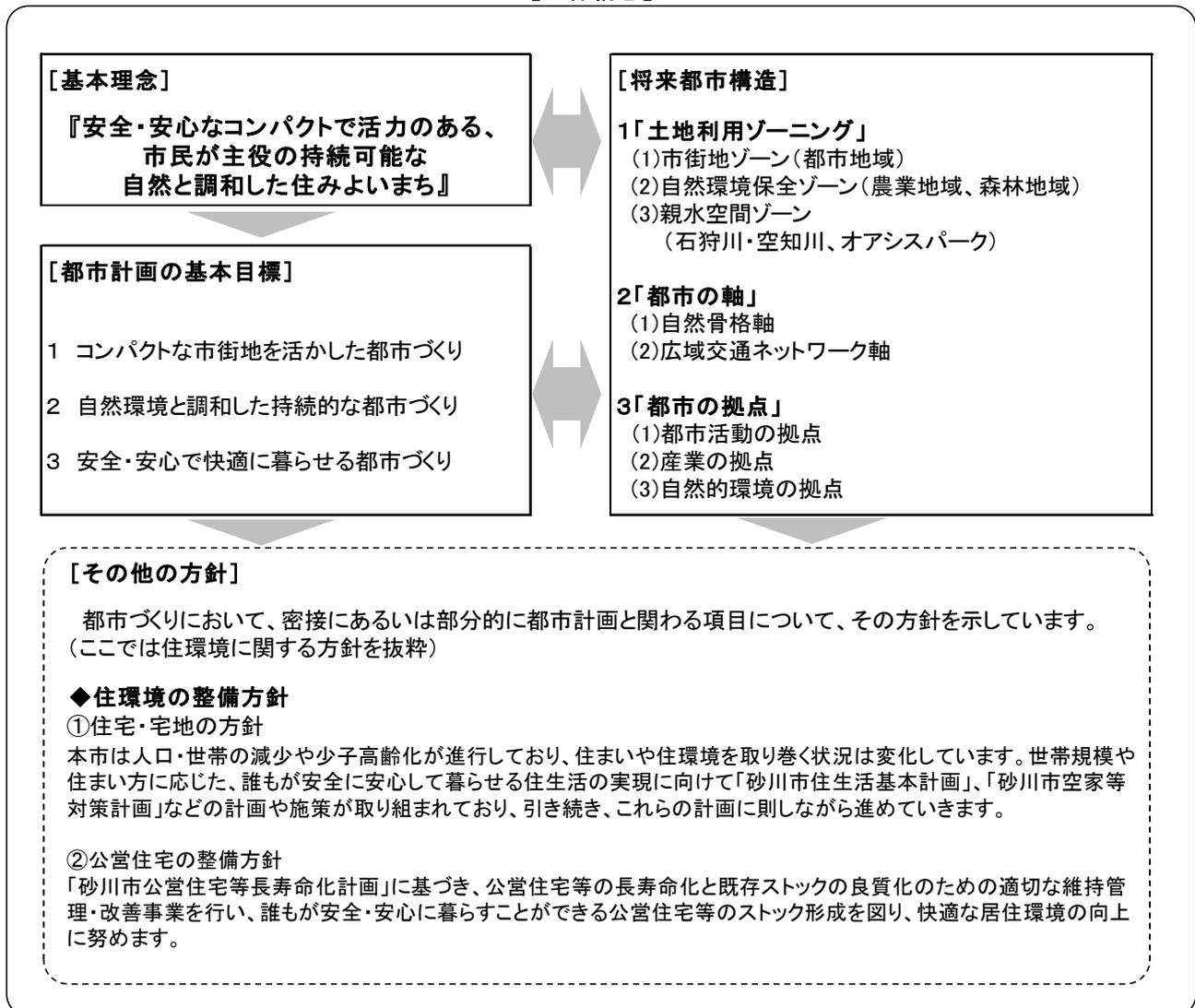
基本目標	基本施策		
医療・保健・福祉	1 子育て支援	子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり	
健やかに安心して暮らせるやさしいまち	2 高齢者福祉	高齢者がいきいきと暮らせるまちづくり	
	3 障がい者福祉	障がい者が地域で安心して生活できるまちづくり	
	4 地域福祉	地域で支え合う福祉のまちづくり	
	5 健康	心身ともに健康で暮らせるまちづくり	
	6 医療	安心して医療を受けることができるまちづくり	
生活環境・防災	7 社会保障制度	社会保障制度の健全運営に努めるまちづくり	
	1 循環型社会	循環型社会の形成を推進するまちづくり	
安全でやすらぎのあるまち	2 衛生環境	衛生的で快適な生活環境を守るまちづくり	
	3 環境保全	地球環境に配慮したまちづくり	
	4 安全生活環境	安全で安心な市民生活を支えるまちづくり	
	5 消防・救急	消防・緊急体制の充実したまちづくり	
教育・文化・スポーツ	6 地域防災	防災・減災に対応したまちづくり	
	1 生涯学習	生涯にわたって誰もが学び、その成果を活かすことのできるまちづくり	
	2 学校教育	子どもたちの生きる力を育み、可能性を広げるまちづくり	
	3 社会教育	地域とのつながりを育み、学ぶ環境の充実したまちづくり	
	豊かな心と学ぶ力を育むまち	4 芸術・文化・文化財	文化に親しみ郷土への誇りを育むまちづくり
5 スポーツ		スポーツ・レクリエーションに親しみ、健康的で生きがいのある暮らしを推進するまちづくり	
産業振興	1 農林業	安全で安心な農畜産物を生産する農業を営み、美しい森林をつくるまちづくり	
	2 商工業	商工業の振興でにぎわいと活気をもたらすまちづくり	
	活力にあふれ賑わいのあるまち	3 労働環境	安心して働くことができるまちづくり
		4 観光	観光の振興で魅力あふれるまちづくり
		5 市街地の賑わい	まちなかに賑わいをもたらすまちづくり
都市基盤	1 道路環境	安全で快適な道路環境が整ったまちづくり	
	2 交通環境	利便性に優れた交通環境が整ったまちづくり	
	自然と調和した快適で住みよいまち	3 住環境	安心して暮らせる住生活を実現できるまちづくり
		4 上下水道	安定した事業運営による安全で安心な水環境を守るまちづくり
		5 快適空間	美しい街並みの広がるまちづくり
市民参画・コミュニティ・行政運営	1 協働	市民と行政が信頼し合う協働によるまちづくり	
	2 地域コミュニティ	人のきずなが広がるまちづくり	
	3 行政運営	自主・自立に向けた計画的なまちづくり	
明日へつなぐ協働と支え合いのまち	4 情報通信基盤	情報通信技術を活用したまちづくり	
	5 財政運営	健全な財政運営に努めるまちづくり	
	6 広域行政運営	適切な広域行政によるまちづくり	

住環境
<b>【目標】</b> 多様な住まい方に応じた良質な住環境づくりを促進し、誰もが安全に安心して暮らすことができるまちを目指します。
<b>【基本事業とねらい】</b> ①安全で安心な住環境整備の促進 持ち家の取得やリフォーム、地元企業への支援を行い、誰もが安全に安心して住み続けることのできる住環境づくりを促進します。
②まちなか居住の促進 安心して便利に暮らすことのできるまちなか居住の取り組みを促進します。
③公営住宅の良質な住環境の整備 住宅セーフティネットを担う公営住宅の長期的な必要戸数などを踏まえた整備方針を定め、長期的な活用に向けて安全で良質な住宅ストックの整備を計画的に進めます。
④円滑な住み替えの推進と移住定住の促進 世帯規模や住まい方の変化などによるニーズに対応するため、高齢者や子育て世帯の円滑な住み替えを推進するほか、移住定住の取り組みを促進します。
⑤空き家の活用・適正管理の推進 誰もが安全に安心して暮らすことのできる住環境の保全を図るため、空き家の活用や適正な管理を促し、総合的な空き家対策を推進します。

## (2) 砂川市都市計画マスタープラン（目標年次：令和12年度）

本計画は、国や北海道が示す「低炭素型社会の実現」「コンパクトなまちづくりの方針」を推進するため、本市の現状・背景・課題を踏まえ、これからの都市づくりを市民と行政が一体となって進めていく基本的な方針として策定しています。

### 【全体構想】



### 【地域別構想】

#### (第4章 4-1 地域区分の設定より抜粋)

※市内6地域を設定し、地域別将来像及び地域づくりの目標を位置づけている。

- ・空知太地域・・・広域交流機能が充実した流通業務地
- ・北光地域・・・交通利便性を活かした工業・業務地
- ・市街地地域・・・安心して住み続けられる地域
- ・中心市街地地域・・・賑わいと魅力にあふれ都市機能の充実を目指す地域
- ・豊沼地域・・・既存企業と新規企業が共存する地域
- ・郊外地域・・・農業・自然環境・観光資源が調和した地域

### (3) 砂川市強靱化計画（計画期間：令和3～7年度）

平成25年12月に制定された「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」は、先の東日本大震災から学んだ教訓を活かし、事前防災及び減災、迅速な復旧復興並びに大規模自然災害等に備えた国土全域にわたる強靱な国づくりを推進することを目的としており、国では「国土強靱化計画」、北海道では「北海道強靱化計画」をそれぞれ策定しています。

本市においても、平成30年北海道胆振東部地震等の教訓を踏まえ、本市における自然災害に対する脆弱さを見つめ直し、今後想定される大規模自然災害から市民の生命・財産を守り、持続可能なまちづくりを実現するための取り組みを加速させることを目的とし、本計画を策定しています。

#### ① 砂川市強靱化の目標

- (1) 大規模自然災害から市民の生命・財産と砂川市の社会経済システムを守る
- (2) 砂川市の強みを活かし、国・道全体の強靱化に貢献する
- (3) 持続可能なまちを構築する

#### ② 砂川市における主な自然災害リスク

(1) 水害	<ul style="list-style-type: none"> <li>・以前より石狩川、空知川など市内を流れる河川の氾濫により、田畑の冠水や、住宅等の浸水に悩まされており、多数の水害が発生している。</li> <li>・平成7年に砂川遊水地が完成し、水害リスクは軽減されたが、中小河川の氾濫による水害は平成には4回にわたり発生しており、重大な被害を起こしている。</li> <li>・中小河川の氾濫により、中心市街地のほか、北光や西豊沼等の農業、工業地域等も冠水、浸水につながるおそれがある。</li> </ul>
(2) 地震	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年の北海道胆振東部地震の際には震度4を記録した。</li> <li>・砂川市に大きな被害を及ぼす可能性が高い地震として、「十勝沖の地震」、「沼田—砂川付近の断層帯による地震」、その他「全国どこでも起こりうる直下の地震」を想定しており、最も影響が大きいと想定される地震は「沼田—砂川付近の断層帯による地震(M7.5)」であり、砂川地域に活断層が存在する場合、揺れの大きさは主に震度7と考えられている。</li> </ul>
(3) 大規模停電	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂川市は、砂川火力発電所があるが、平成30年北海道胆振東部地震の際には、最長で44時間の大規模停電に見舞われた。</li> </ul>
(4) 豪雨/強風/竜巻	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂川市東部の山間部への豪雨により水害を誘発するおそれがあるほか、平成16年には市内全域を襲った強風により公共施設や住家の破損が88棟、街路樹や公園内の倒木が1,467本発生している。</li> </ul>
(5) 豪雪/暴風雪	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂川市は、降雪量は比較的多いが、豪雪や暴風雪による大規模な災害が発生したことはない。しかし、現在異常気象が多くみられることから、今までに経験したことのない想定外の豪雪や暴風雪に見舞われる可能性がある。</li> </ul>

#### ③ 住宅関連施策

	現 状	課 題
(1) 住宅・建築物等の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・昭和56年以前に建築された住宅など、耐震性が不十分である可能性のある住宅については耐震診断、耐震化工事の相談がなく、耐震化が進んでいない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木造住宅の耐震診断、耐震改修に対する補助制度により耐震化を推進する必要がある。</li> </ul>
(2) 公共建築物の耐震化	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小中学校、市営住宅等公共建築物の耐震化は、100%である。(令和6年現在)</li> </ul>	
(3) 民間建築物等の老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・老朽住宅除却への補助金を交付</li> <li>・空き家の実態調査、意向調査や相談業務等の取り組みにより、実態把握はおおむね完了。</li> <li>・管理不全空き家については、補助金の活用や面談・要請文書の送付などの対応により、減少している。</li> <li>・管理不全空き家率は2.34%(令和5年度末)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・高齢者の施設入所などにより空き家が増加傾向にあり、利活用の促進を図る必要がある。</li> <li>・権利関係が複雑で対応が困難なものもあり、管理不全空き家の解消に向けて取り組む必要がある。</li> </ul>
(4) 公共建築物の老朽化対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存の公共建築物については、必要に応じて修繕等を行うほか、使用しない建築物については除却を進めている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・砂川市公共施設等総合管理計画における基本的な方針を踏まえた各施策の現状を把握し、必要に応じて個別施設計画を策定し、適切な維持管理を実施する必要がある。</li> </ul>

**(4) 第2期砂川市まち・ひと・しごと創生総合戦略（計画期間：令和3～7年度）**

この総合戦略は、「砂川市第7期総合計画第1次実施計画」を基本とし、第一に商工業や農業の振興による「安定した雇用や人材の活躍の場の創出」、第二に移住・定住の促進や観光産業の活性化による「新たな人の流れの創出」、第三に安心して子どもを産み育てる環境や働き続けられる環境づくりによる「若い世代の希望の実現」、第四に安心の医療やコミュニティの強化、広域連携など「安心して暮らし続けられる地域づくり」の4つを基本的な柱として、本市が直面している人口減少と地域経済の縮小を克服し、本市における「まち・ひと・しごと創生」の実現に向けた基本目標と具体的な施策をとりまとめたものとして策定しています。

**めざす姿**

- ① 安定した雇用の場を創出し、若者を中心とする人口流出に歯止めをかける
- ② 新しいひとの流れをつくり、交流人口の拡大を図る
- ③ 結婚し、子どもを生み、育てられるような環境づくりを進める
- ④ 高齢者が安心して暮らせるまちづくりに取り組む

基本目標	施策の基本的方向
<p>■目標1 安定した雇用を創出し、 地域人材の活躍の場を つくる</p>	<p>(1) 人材育成、雇用対策</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域人材の就労支援</li> <li>②企業立地等の促進による就労の拡大</li> <li>③医療・介護従事者等の確保・育成</li> <li>④農業の担い手の確保・育成</li> </ul> <p>(2) 産業の競争力強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①商工業振興策の実施</li> <li>②農業振興策の実施</li> </ul>
<p>■目標2 新しいひとの流れをつくる</p>	<p>(1) 地域と多様な形で関わる人口の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①移住定住の促進</li> <li>②観光振興の推進</li> <li>③まちなかのにぎわい創出</li> </ul> <p>(2) 高等学校の活性化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地元学校への進学促進</li> </ul>
<p>■目標3 若い世代の結婚・出産・ 子育ての希望をかなえる</p>	<p>(1) 若い世代の結婚支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①婚活支援の推進</li> </ul> <p>(2) 妊娠・出産・子育ての切れ目のない支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①妊娠・出産への支援の実施</li> <li>②子ども・子育て支援の充実</li> <li>③子育て世帯の経済的負担の軽減</li> <li>④小中学校の学習環境の充実</li> </ul>
<p>■目標4 安心して暮らし続けることが できる地域をつくる</p>	<p>(1) 安心なくらしの確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①地域包括ケアシステムの充実</li> <li>②健康維持・増進の推進</li> <li>③高齢者等の在宅生活の支援</li> <li>④地域公共交通の確保・維持</li> <li>⑤災害対策の実施</li> <li>⑥暮らしを支えるデジタル化の推進</li> </ul> <p>(2) 空き家の利活用等を推進した住宅ストックの強化</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①良質な住宅ストックの確保</li> </ul> <p>(3) 広域連携による経済・生活圏の形成</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①他の地方公共団体と連携した施策の実施</li> </ul> <p>(4) 市民が地域づくりの担い手となる環境の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①市民が主体的に地域づくりに参画することができる環境・仕組みづくり</li> </ul>

横断的な目標1

多様な人材の活躍を推進する

横断的な目標2

新しい時代の流れを力にする(SDGsの推進、デジタルトランスフォーメーションの推進)

(5) 第9期砂川市高齢者保健福祉計画・砂川市介護保険事業計画

(計画期間：令和6～8年度)

高齢者保健福祉計画は老人福祉法に基づく市町村老人福祉計画として、高齢期になっても住み慣れた地域で、自分らしくいきいき暮らすことができるような環境づくり及び支援体制を計画的、効率的に整備することを目的として策定しています。

また、介護保険事業計画は、介護保険法に基づき、地域の要介護者等がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、介護に係る保険給付を円滑に実施するために策定しています。高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画ともに、全ての市町村に策定が義務づけられています。本市では、高齢者の保健福祉政策の総合的な推進を図るため、両計画を一体的な計画として策定しています。

本計画は、85歳以上人口が高齢者人口の3割近くになると見込まれる2040年を念頭に置きながら、これまでの取り組みの成果や課題の分析等を行い、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、尊厳をもって自分らしい生活を送ることができる社会の実現を目指すものとして策定しています。

<b>基本理念</b>	健康的に年を重ね 介護が必要となっても 住みなれた地域で 安心して暮らせるまちづくり
-------------	---

【基本目標】	【施策】	
<p>目標1 健康寿命の延伸に向けて社会参加を促進します</p>	<p>施策1 フレイル予防につながる社会参加と生きがい創出の支援</p> <p>施策2 社会貢献活動・就労への支援</p>	
<p>目標2 健康づくり・介護予防を進めます</p>	<p>施策3 健康づくりの推進</p> <p>施策4 介護予防・重度化防止に向けた取り組みの推進</p>	
<p>目標3 いつまでも地域で暮らせる自立と安心のためのサービスを充実させます</p>	<p>施策5 介護保険サービスの提供と計画的な基盤整備</p> <p>施策6 自立生活への支援（高齢者福祉施策によるサービス）</p> <p>施策7 介護保険サービス等の質の向上および適正利用の促進</p> <p>施策8 認知症施策の推進</p> <p>施策9 在宅療養体制の充実</p> <p>施策10 地域包括支援センター機能の充実</p> <p><b>施策11 暮らしやすい住環境の推進</b></p>	<p>《施策の推進》</p> <p>高齢期になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる住環境の整備を図るため、引き続き高齢者などが居住する住宅のバリアフリー化の支援を行うとともに、公営住宅については、高齢者専用住宅の適正な管理に努めます。</p>
<p>目標4 尊厳ある暮らしを支援します</p>	<p>施策12 高齢者の尊厳と権利を守る支援</p>	<p>《具体的な取り組み》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安心して暮らすことのできる住環境の整備</li> <li>・高齢者専用公営住宅の整備</li> </ul>
<p>目標5 支え合いのしくみづくりを進めます</p>	<p>施策13 介護者への支援</p> <p>施策14 高齢者を地域で支えるしくみづくり</p>	

## (6) 第4次砂川市障がい者計画（計画期間：令和5～14年度）

本市の最上位計画である「砂川市第7期総合計画」では、「自然に笑顔があふれ明るい未来をひらくまち」をめざす都市像とし、基本目標1として「健やかに安心して暮らせるやさしいまち」を掲げ、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、ライフステージに応じた適切な保健・医療・福祉・介護サービスの提供と、健康づくりや疾病予防の充実に努めることとしています。

第4次砂川市障がい者計画は、総合計画における方向性を具現化するため、障がい者施策の個別計画として位置づけられ、今後10年間に本市が取り組む障がい者福祉の基本目標と施策の方向性を示した計画として策定しています。

### ① 基本理念

誰もが互いに尊重し合いながら共生する社会の実現に向けて、障がいのある人が住み慣れた地域で、生涯にわたり安心して豊かな生活を送ることができるまちづくりを目指します。

### ② 施策体系

#### 基本目標1 生活支援体制の充実

1 生活支援サービスの充実	(1) 障がい福祉サービスの充実 (2) 外出支援の充実	(3) 重度障がいのある人を対象とした生活支援サービスの充実 (4) 経済的支援の充実
2 相談支援体制の充実	(1) 相談支援体制の充実 (2) 地域で支える体制の充実 (3) 計画相談支援等の充実 (4) 地域包括支援センター等との連携	(5) ケアラーへの支援 (6) 障害者地域自立支援協議会の機能強化 (7) 情報提供の充実
3 保健・医療の充実	(1) 障がいの原因となる疾病の予防 (2) 訪問指導等の充実 (3) 精神保健活動の推進 (4) 難病患者への支援	(5) 市立病院の充実 (6) 専門の医療機関との連携強化 (7) 医療費の負担軽減

#### 基本目標2 安全・安心な生活環境の整備

1 住まいの確保・充実	(1) 公営住宅の供給 (2) 民間賃貸住宅への指導・啓発 (3) 住宅相談窓口の充実	(4) バリアフリー住宅への改修促進 (5) 居住系サービスの充実
2 バリアフリー化の推進	(1) 人にやさしい建築物の整備 (2) 道路・歩道の整備改善 (3) 冬期間の生活環境の向上	(4) 公園施設の整備改善 (5) 情報アクセシビリティの向上
3 心のバリアフリー化の推進	(1) 「心のバリアフリー」の浸透 (2) 障がいを理由とする差別解消の促進	(3) 障がいの理解を深める学習機会の充実 (4) 啓発活動への連携・協力
4 防災・防犯対策の充実	(1) 避難行動要支援者名簿の活用 (2) 福祉避難所の整備 (3) 防犯対策のためのセーフティネットづくり	(4) 緊急通報装置及びNET119緊急通報システムの普及啓発 (5) 障がいのある人への生活状況の確認
5 権利擁護体制の充実	(1) 日常生活自立支援事業等の周知 (2) 成年後見制度の周知	(3) 虐待防止に向けた取り組みの促進

#### 基本目標3 自立支援と社会参加の促進

1 雇用と就労の推進	(1) 障がいのある人の雇用促進 (2) 市職員における雇用 (3) 北海道障害者職業能力開発校活用の周知 (4) 就労移行支援の充実	(5) 就労継続支援の充実 (6) 福祉事業所における生産品の販売促進 (7) 農福連携の推進
2 社会参加の促進	(1) 障がい者団体活動への支援 (2) スポーツ・レクリエーション及び芸術・文化活動の振興	(3) 選挙時における配慮
3 地域福祉活動の推進	(1) ボランティア活動の促進 (2) ボランティアの育成	(3) 障がいのある人のボランティア活動への参加支援 (4) 民生児童委員、町内会福祉部等の活動の充実

#### 基本目標4 子どもの切れ目のない支援の充実

1 早期療育体制の充実	(1) 妊娠前から子育て期にわたる切れ目のない支援の充実 (2) 乳幼児の疾病の早期発見・支援 (3) 早期療育に向けた体制づくり (4) 巡回児童相談の充実	(5) 機能訓練の充実 (6) 発達と障がいに関わる研修の実施 (7) 児童発達支援等の充実
2 保育の充実	(1) 保育所の受け入れ体制の充実 (2) 関係機関との連携	(3) 保育施設・設備の改善 (4) 障がい児保育のための職員研修の充実
3 特別支援教育等の充実	(1) 教育相談の充実 (2) 特別支援教育に関する研修の充実 (3) 特別支援教育支援員の配置 (4) 特別支援教育体制の充実 (5) 特別支援教育の普及啓発	(6) 特別支援学級と通常学級などの交流 (7) 学校施設の整備推進 (8) 放課後等デイサービスの充実 (9) 学童保育所の受け入れ体制の充実

**(7) 第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画（計画期間：令和7～11年度）**

本計画は、幼児期の教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画として、全市町村で策定が義務付けられており、本市においても、「第2期砂川市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、全ての子どもが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境の整備に努めてきたところですが、近年の制度改正や子ども・子育てをめぐる国や道の動きを反映した「第3期砂川市子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。

**■基本理念及び施策の展開**

<b>基本理念</b>	子どもの健やかな成長をみんなで支えるまちづくり
-------------	-------------------------

<b>基本視点</b>	次世代を担う子ども一人ひとりが心豊かに育つことのできるまちづくり	
<b>基本施策</b>	<b>主な事業</b>	
①乳幼児期における親子のふれあいの促進 ②幼児期の教育・保育の充実 ③学齢期における子どもの成長への支援 ④子どもの社会体験の充実 ⑤配慮が必要な子どもへの支援 ⑥保育士・教職員等の資質の向上	◎子育て支援センター事業 ◎ブックスタート ◎特別保育（延長保育、一時保育） ◎病児・病後児保育 ◎学童保育所 ◎放課後学習サポート ◎ジャリン子四季自然体験塾 ◎親子わいわいすぼ一つらんど ◎児童発達支援 ◎通級指導教室 ◎肢体不自由児療育訓練事業 ◎保育所ICTシステムの活用 ◎教職員等の質の向上 など	

<b>基本視点</b>	保護者一人ひとりが喜びと生きがいを感じながら子育てをすることのできるまちづくり	
<b>基本施策</b>	<b>主な事業</b>	
①安全・安心な子育て環境の整備 ②児童虐待防止対策の充実 ③ひとり親家庭の自立支援 ④経済的困難等を抱える家庭への支援	◎子ども家庭センター ◎家庭児童相談 ◎ファミリー・サポート・センター事業 ◎乳児家庭全戸訪問事業 ◎産後ケア事業 ◎離乳食講習会 ◎子ども医療費助成事業 ◎学校給食費無償化事業 ◎保育所・幼稚園副食費負担軽減 ◎乳児すこやか応援クーポン券支給事業 ◎ふしぎの森利用無料クーポン券支給事業 など	

<b>基本視点</b>	社会を構成する一人ひとりが子どもや子育て家庭への理解を深め、支え合うまちづくり	
<b>基本施策</b>	<b>主な事業</b>	
①安全・安心な子育て環境の整備 ②児童虐待防止対策の充実 ③ひとり親家庭の自立支援 ④経済的困難等を抱える家庭への支援	◎使いやすい公園の整備 ◎あいさつ運動の推進 ◎砂川市要保護児童対策地域協議会 ◎民生児童委員協議会 ◎母子・父子家庭相談 ◎児童扶養手当支給事業 ◎母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業 ◎母子家庭等高等職業訓練促進給付金事業 ◎就学援助制度 など	

**(8) 砂川市地域防災計画（令和5年改定）**

本計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、砂川市防災会議が作成する計画であり、本市の地域において、災害予防、災害応急及び災害復旧対策等を実施するに当たり、防災関係機関がその機能の全てをあげて住民の生命、身体及び財産を災害等から保護するための対策について定め、本市における防災の万全を期することを目的として策定しています。

**① 住宅対策計画（第5章 第24節 住宅対策計画より抜粋）**

<b>応急仮設住宅の建設</b>	
●入居対象者及び入居者の選定	原則として、住宅が全壊、全焼又は流出し、居住する住宅がない者であって、自らの資力では住宅を確保できない者とし、選定にあたっては、高齢者、身体障がい者などの要配慮者を優先とする。
●建設型応急住宅の建設	○建設場所の選定：被災者が相当期間居住することを考慮し、飲料水、保健衛生的環境、交通の便、教育等の問題等を考慮し好適な場所を選定する。なお、市は、災害時に建設型応急住宅の建設が速やかに行われるよう、建設可能用地や建設可能戸数について、あらかじめ把握するものとする。 ○建設着工：原則として、災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成させる。 ○規模・構造・存続期間：原則として軽量鉄骨組立方式又は木造により、2～6戸の連続建て又は共同建てとし、北海道の気候に適した仕様とする。存続期間は、その建築工事を完了した後、3カ月以内であるが特定行政庁の許可を受けて、2年以内とすることができる。
●運営管理	応急仮設住宅の運営管理に当たっては、安心・安全の確保、孤独死や引きこもりなどを防止するための心のケア、入居者によるコミュニティの形成及び運営に努めるとともに、女性の参画を推進し、女性をはじめとする生活者の意見を反映できるよう配慮する。また、必要に応じて、応急仮設住宅におけるペットの受入れに配慮する。
<b>平常時の規制の適用除外措置</b>	
●著しく異常かつ激甚な非常災害により避難所又は応急仮設住宅が著しく不足し、被災者に対して住居を迅速に提供することが特に必要と認められるものとして当該災害が政令で指定されたときは、避難所又は応急仮設住宅に関し、スプリンクラー等の消防用設備等の設置義務に関する消防法第17条の規程の適用の除外措置がある。	
<b>住宅の応急修理</b>	
●応急修理の対象者	○住宅が半壊、半焼し、又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者。 ○大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住宅が半壊した者。
●修理の実施期間	救助法が適用された場合は、災害発生の日から1カ月以内に完了する。
●修理の範囲	応急修理は、居室、炊事場及びトイレ等日常生活に欠くことのできない部分で必要最小限とする。
<b>応急仮設住宅台帳等の記録</b>	
●応急仮設住宅を建設した場合は応急仮設住宅台帳に、また応急修理を行い被災者を入居させたときは住宅応急修理記録簿に記録しておかなければならない。	
<b>災害公営住宅の整備</b>	
●整備基準	○地震、暴風雨、洪水その他の異常な天然現象による災害の場合 （ア）被災地全域の滅失戸数が500戸以上のとき （イ）市の区域内の滅失戸数が200戸以上のとき （ウ）滅失戸数がその市町村の区域内の住宅戸数の1割以上のとき ○火災による場合 （ア）被災地域の滅失戸数が200戸以上のとき （イ）滅失戸数がその市の区域内の住宅戸数の1割以上のとき
●整備管理等の基準	○入居者資格 （ア）当該災害発生の日から3年間は当該災害により住宅を失った者であること （イ）収入分位50%（月収259,000円）を限度に、地方公共団体が条例で定める収入以下の者であること。ただし、当該災害発生の日から3年を経過した後は、通常の公営住宅と同じ扱いとする （ウ）現に住宅に困窮していることが明らかであること ○構造 再度の被災を防止する構造とする ○整備年度 原則として当該年度、やむを得ない場合は翌年度とする ○国庫補助 （ア）建設、買取りを行う場合は、当該公営住宅の建設、買取りに要する費用の2/3 ただし、激甚災害の場合は3/4 （イ）借上げを行う場合は住宅共用部分工事費の2/5
<b>施工及び資材の調達</b>	
●建設等の施工及び資材の調達は、原則として市内の業者より選定して行うものとする。また、建築資材等の調達が困難な場合は、道に幹旋を依頼するものとする。	

## (9) 砂川市空家等対策計画（計画期間：令和5～9年度）

本計画は、これまでの空き家等対策の取り組み状況及びその効果を検証し、更なる効果を期待する取り組みと新たな課題に対応する取り組みを実施することを目的として、策定しています。

### ① 基本目標

『総合的な空き家等対策による、地域の安全確保と、良好な生活環境の保全』

市民が安全・安心に暮らすことができる生活環境の保全と、空き家等の活用を促進するため、総合的な空き家等対策を推進します。

### ② 計画の対象

#### 1) 対象とする空き家の種類

- 空家等対策の推進に関する特別措置法（以下「法」とする）第2条第1項で規定する「空家等」とし、市が所有する又は管理する空き家についても対策上必要な場合は対象とします。※特定空家等を含む。
- 空き家の活用や適切な維持管理などの対策については、法で規定する「空家等」に該当しないものや、「空き家予備軍」も計画の対象とします。
- 空き家を除却した跡地についても有効活用等の検討が必要であることから計画の対象に含みます。

#### 2) 対象とする地区

- 市内全域を対象地区とします。

### ③ 施策体系

基本方針	取組み	取組みの方向性
1 空き家等の発生抑制	1) 所有者等への適切な情報提供	① 空き家等の発生抑制に係る情報提供の継続 ② 相続生前対策、相続登記の促進
	2) 相談体制の継続	① 相談や情報提供に係る住宅相談窓口の継続
	3) 空き家実態調査及び所有者等の特定	① 空き家実態調査の継続と定期的な情報更新 ② 空き家所有者等の特定と意向調査の継続
	4) 補助制度の継続	① 空き家の発生を抑制する補助制度の継続
2 空き家等の流通・活用促進	1) 所有者等及び活用希望者への情報提供	① 空き家や空き家を除却した跡地の流通・活用に係る情報提供の継続
	2) 補助制度の継続	① 空き家の流通・活用を促す補助制度の継続
3 管理不全な空き家等の未然防止・解消	1) 適正管理の促進と仕組みの検討	① 管理不全な空き家の所有者等への適正管理の要請
		② 空き家の維持管理をサポートする仕組みの継続
		③ 借地上の空き家の適正管理に関する支援策の検討
	2) 除却支援の継続と仕組みの検討	① 補助制度の継続及び所有者等に代わって除却を行う者への支援策の検討
② 空き家除却に伴う固定資産税等負担の増減に関する情報提供の検討		
③ 活用に適さない空き家が所在する敷地の流通促進を図る仕組みの検討		
3) 所有者不存在空き家への対応	① 所有者不存在空き家を解消する仕組みの検討	
4) 危険急迫時の措置等	① 危険急迫時の措置・手続き	
	② 措置・手続きに要した費用の所有者等による負担	
4 特定空家等の対応	1) 特定空家等の認定及び措置	① 特定空家等の所有者等に対する措置
5 空き家等対策に係る実施体制の整備	1) 有識者や民間事業者等との連携	① 砂川市空家等対策推進会議の継続
		② 砂川市住み替え支援協議会の継続と会員拡大
	2) 市内部の連携	① 砂川市空家等連絡会議の継続
	3) 北海道との連携	① 取り組み事例や新たな課題等に関する情報収集 ② 「北海道空き家情報バンク」との連携
4) 関係団体・関係機関との連携	① 関係団体・関係機関との連携による情報収集や情報共有	

## (10) 住生活基本計画（全国計画）（計画期間：令和3～12年度）

平成18年度に制定された住生活基本法は、住宅セーフティネットの確保を図りつつ、健全な住宅市場を整備するとともに、国民の住生活の「質」の向上を図る政策への本格的な転換を図る道筋を示したものです。

同法に基づき平成18年度に策定された住生活基本計画では、基本的な住宅施策が定められ、平成22年度には2度目の見直しが行われました。しかし、見直し以降本格的な人口減少・少子高齢化社会が到来する中で、気候変動の影響と考えられる自然災害が頻発・激甚化し、住まいの安全・安心の確保が求められています。一方で、気候変動問題については、「2050年カーボンニュートラル」「脱炭素社会の実現」を宣言し、対策が急務となっています。さらに、新型コロナウイルス等感染症の拡大に伴い、「新たな日常」に対応した生活様式や働き方への転換も迫られており、社会環境は大きな変革の時期を迎えています。

本計画は、こうした大きな社会環境の変化に対応し、豊かな住生活を実現するために、令和3年度に3度目となる計画の見直しが行われました。

変更計画の中では、豊かな住生活を実現するために、

- ・既存住宅中心の施策体系への転換
- ・住宅政策と福祉政策の一体的対応によるセーフティネット機能の強化
- ・地域で多様な世代が支え合う地域共生社会の実現

等を通じ、すべての人々が住宅を確保して安心して暮らせる社会を目指すことを明記しています。

### ■ 住生活基本計画（全国計画）変更計画の概要

<b>視点1 「社会環境の変化」の視点</b>	
目標1 「新たな日常」やDXの進展等に対応した新しい住まい方の実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 国民の新たな生活観をかなえる居住の場の多様化及び生活状況に応じて住まいを柔軟に選択できる居住の場の柔軟化の推進</li> <li>2) 新技術を活用した住宅の契約・取引プロセスのDX、住宅の生産・管理プロセスのDXの推進</li> </ul>
目標2 頻発・激甚化する災害新ステージにおける安全な住宅・住宅地の形成と被災者の住まいの確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 安全な住宅・住宅地の形成</li> <li>2) 災害発生時における被災者の住まいの早急な確保</li> </ul>
<b>視点2 「居住者・コミュニティ」の視点</b>	
目標3 子どもを産み育てやすい住まいの実現	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 子どもを産み育てやすく良質な住宅の確保</li> <li>2) 子育てしやすい居住環境の実現とまちづくり</li> </ul>
目標4 多様な世代が支え合い、高齢者等が健康で安心して暮らせるコミュニティの形成とまちづくり	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 高齢者、障害者等が健康で安心して暮らせる住まいの確保</li> <li>2) 支え合いで多世代が共生する持続可能で豊かなコミュニティの形成とまちづくり</li> </ul>
目標5 住宅確保要配慮者が安心して暮らせるセーフティネット機能の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 住宅確保要配慮者（低額所得者、高齢者、障害者、外国人等）の住まいの確保</li> <li>2) 福祉施策と一体となった住宅確保要配慮者の入居・生活支援</li> </ul>
<b>視点3 「住宅ストック・産業」の視点</b>	
目標6 脱炭素社会に向けた住宅循環システムの構築と良質な住宅ストックの形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) ライフスタイルに合わせた柔軟な住替えを可能とする既存住宅流通の活性化</li> <li>2) 長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕、老朽化マンションの再生（建替え・マンション敷地売却）の円滑化</li> <li>3) 世代をこえて既存住宅として取引されうるストックの形成</li> </ul>
目標7 空き家の状況に応じた適切な管理・除却・利活用の一体的推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 空き家の適切な管理の促進とともに、周辺の居住環境に悪影響を及ぼす空き家の除却</li> <li>2) 立地・管理状況の良好な空き家の多様な利活用の推進</li> </ul>
目標8 居住者の利便性や豊かさを向上させる住生活産業の発展	<ul style="list-style-type: none"> <li>1) 地域経済を支える裾野の広い住生活産業の担い手の確保・育成</li> <li>2) 新技術の開発や新分野への進出等による生産性向上や海外展開の環境整備を通じた住生活産業の更なる成長</li> </ul>

## (11) 北海道住生活基本計画（計画期間：令和3～12年度）

本計画は、北海道における住宅施策の目標、推進方針を定め、具体的な住宅施策を推進することを目的に策定するものであり、北海道における住宅施策の基本となる計画として、行政をはじめ、住まい手や住宅関連事業者の方々にとっての住まいづくりのガイドラインの役割をもつものです。

なお、本計画は、「住生活基本法」に規定する都道府県計画として、全国計画（令和3年3月変更）に則して、北海道が定める計画です。

### ○住生活を取り巻く現状と課題

<b>1. 新たな社会経済情勢等の変化</b> (1) 災害の頻発・激甚化 (2) 気候変動問題を踏まえた脱炭素化 (3) 新型コロナウイルス感染症による影響	<b>3. 「まちづくり」からの視点</b> (1) 人口の低密度化・地域偏在 (2) 過疎集落の増加・地域の高齢化
<b>2. 「居住者」からの視点</b> (1) 世帯・人口の減少、少子高齢化 (2) 共働き世帯の増加、高齢単身世帯の増加 (3) 外国人世帯の増加、地方暮らしの関心の高まり	<b>4. 「住宅ストック・事業者」からの視点</b> (1) 住宅ストックの充足・余剰・老朽化 (2) 狭小な民営借家、共同住宅の割合増 (3) 厳寒・豪雪気候等の地域特性 (4) 空き家、空き家予備軍の増加 (5) 技術者・建設業従事者の減少、不動産事業所の偏在

### ○住宅施策の視点と目標、推進方針

視点	目標(対象)	基本的な施策
居住者	(1) 安定した暮らしにつながる住まいの確保	・住宅確保要配慮者の入居・生活支援 ・借りる側、貸す側に対する支援体制の構築・拡充 ・安全安心で良質な住宅の整備・活用
	(2) 子育てしやすく、住み続けられる暮らしの実現	・子育て世帯や高齢者世帯の入居・生活支援 ・住み慣れた地域での住替え支援 ・子育て世帯や高齢者世帯に快適な住宅の整備・活用
	(3) 多様でいきいきと暮らせる住生活の実現	・豊かな暮らしの実現に向けた居住者への情報提供、住教育 ・多様な居住者のための情報提供・サービスの活性化
防災・まちづくり	(4) 安全安心で災害に強い住生活の実現	・安全安心な暮らしの実現に向けた事前の備え ・災害発生時の早急で細かな対応と住宅確保 ・災害後の迅速かつ強靱な復興支援
	(5) 持続可能でにぎわいのある住環境の形成	・環境問題や地域課題の解決に向けた持続可能なまちづくり ・多様な住生活の実現に向けた賑わいのあるまちづくり
	(6) つながりと生きがいを創出できる地域コミュニティの形成	・互助を育み、にぎわいを創出できるつながりづくり ・差別・偏見なく、多様な世代が共生できる地域づくり
住宅ストック・事業者	(7) 脱炭素社会の実現に向けた持続可能で豊かに暮らせる良質な住宅ストックの形成・循環	・脱炭素社会の実現に向けた健康で豊かな暮らしに寄与する良質な住宅ストックの形成 ・住宅の長寿命化に向けた適切な維持管理・修繕 ・住宅循環システムの構築
	(8) 地域活性化につながる空き家の解消	・空き家の抑制・管理の促進 ・良質な空き家の利活用の推進 ・住環境改善や災害リスク抑制に向けた危険空き家の除却
	(9) 活力ある住生活関連産業の振興	・北海道の技術や資源等の産業振興 ・住宅循環の円滑化、入居・生活支援事業の拡充 ・人手不足を補い、住生活の向上を図る新技術の導入